



有道会綱領

- 一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、兩大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。
- 二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。
- 三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

有道

2026.7

NO.115

題 字 大本山永平寺八十世

南澤道人大禪師猗下 御染筆

発行 有道会

東京都港区芝 2-5-20 田中ビル 2 階

発行人 服部秀世

第150回 曹洞宗通常宗議会

多様世相尋本源
宣揚正法以何論
西尊奉請黃梅裡
宗政樞機導後昆
恭惟此日相值第百五十回通常宗議会
開會之令辰獻備香華燈燭茶菓密湯
嚴修如在慇懃之法供養一座所集殊勲
奉供養
大恩教主本師釈迦牟尼仏
高祖承陽大師
太祖常済大師
上酬無極慈恩者也
伏願慈悲照鑑
正当即今施政場中
応供端的如何言論
嘆
色香味触皆般若
海月山雲破夢昏

教 示



本日、ここに第150回通常宗議会の開会に際し、恭しく一佛両祖の照鑑を仰ぎ奉り、宗門護持の大願を共にする諸賢とここに相会し、仏祖正伝の宗風を紹隆せんことを誓願いたしますこと、洵に慶悦に堪えません。

顧みますれば、人口減少や価値観の多様化が進む現代

社会にあって、人々が静かに自己を照顧する機縁は失われつつあります。寺院を取り巻く環境もまた大きく変化し、宗門は様々な課題に直面しております。

しかしながら、仏祖の大道は、決して順境のみによって伝えられてきたものではありません。高祖道元禪師は『正法眼蔵』「行持」巻において、仏道は絶えざる行持の相続によっ

て成就するとお示しになりました。また、太祖瑩山禪師も『伝光録』において、如来から正しく受け継がれてきた正法眼蔵を伝持し、あらゆる人々を導くよう、垂示されております。

かくして仏祖の家風は、一人ひとりの願心と行持によって今日まで連綿として伝えられてきたのであります。現代は効率と成果を重んずる風潮にありますが、仏道は黙々たる一坐、一行の積み重ねの中にこそ、その真実義が現成するのであります。

宗議会議員各位におかれましては、和合一致の精神をもって諸案件をご審議賜りたく存じます。

併せて、仏祖正伝の宗風を次代へ伝え、宗門護持と衆生済度のため格別なるご尽力を賜りますよう希念し、ここに教示といたします。

令和8年6月29日

曹洞宗管長 石附 周行

答 辞

管長猗下におかれましては、山内のご総覧はもとより、正法の宣揚、四衆の接化に寧日なき日々をお過ごしの中、今次、第150回曹洞宗通常宗議会の開会式をご親修賜り、また、洵に高德なるご教示を諭示いただき、宗議会議員一同を代表いたしまして、衷心より感謝し、厚く御礼申し上げます。

ただいまのご教示において、人口減少の波や価値観の多様化が進む現代社会の趨勢を深く憂慮され、寺院を取り巻く環境の激変と、宗門が直面する幾多の重き課題について、至高の契機をお示しく下さいました。効率と成果のみを追慕し、回向返照の機縁を忘却しつつある現代にあって、いかにして仏祖の大道を伝持すべきか、その重き責務を痛感する次第であります。

今次宗議会に上程されております諸案件の審議に臨みましては、我ら議員一同、管長猗下のご教示を片時も忘れることなく、和合一

致の宗風を厳格に体し、一意専心、真摯かつ慎重に審議を尽くす所存であります。

もって、仏祖正伝の宗風を次代へと確実に紹隆し、宗門護持と衆生済度という課せられた社会的使命を全うする所存であります。

結びに、管長猗下、不老閣猗下の福寿無量と、兩大本山の愈々の興隆発展を衷心よりご祈念申し上げ、答辞といたします。

令和8年6月29日

宗議会議長 小林 孝道



大本山永平寺新貫首 羽仁素道禪師 入山について



幾登龍門拜祖影
隨緣遷董感慨新
老殘欲進此一步
放下全身盡至真
嘆
櫻梅得歲香馥郁
杉樹依舊吉祥春

このたび、南澤禪師様の後を継いでご本山でおつとめさせていただくこととなりました。

山内の皆さまと一緒に御開山さまの報恩行につとめると共に、全国皆さまのご多幸とご本山の隆昌に身心を尽くして参りたく存じます。

ここにお力添えをお願いし、挨拶に代えさせていただきます。

(4月29日「傘松」掲載 入山式の折りより)



大本山永平寺前貫首 南澤道人禪師の訃報について

大本山永平寺の前貫首、南澤道人禪師が5月29日にご遷化されました。
ここに、ご遷化を悼み、謹んで哀悼の意を表します。

【本葬】（於：大本山永平寺）

- ・ 逮夜 令和8年9月10日（木）15時
- ・ 本葬 令和8年9月11日（金）9時

大本山永平寺第八十世 密葬佛事師

秉炬大導師	大本山永平寺不老閣	羽仁素道 猊下
奠茶師	本山西堂	原山良勁 老師
奠湯師	愛知県花井寺住職	井上義臣 老師
起龕師	静岡県山王寺住職	青山嶺雲 老師
鎖龕師	北海道中央院前住職	荒澤義範 老師
移龕師	長野県信叟寺住職	浅川信隆 老師
入龕師	長野県徳應院住職	原田光則 老師
大夜・説教師	岩手県報恩寺住職	中西道信 老師



默室玄照禪師 祖苗道人大和尚

大本山永平寺前貫首 南澤道人禪師

（2020年9月29日から2026年4月29日まで大本山永平寺貫首）



第150回曹洞宗通常宗議会・総長演説抜粋

宗務総長 服部 秀世



昨年10月1日時点の総人口は1億2,304万人でこの5年間で309万人減少した。今後は毎年100万人規模での人口減少が指摘されている。宗門でも人口減少がもたらす深刻な影響は、「曹洞宗2045年予測」で既に示されている。こうした状況に鑑みれば、宗門が今後取り組むべき課題に対し、抜本的な施策の刷新を図ることは何よりも不可欠と思量する。

およそ45年前、当時の内局は宗門が直面する課題を洗い出し、宗門全体の活性化を図ることを目的として、宗門内外の著名な有識者で構成する「蛙蟬会」を設置した。驚くべきことに、当時指摘された課題の多くは、今日直面している問題と何ら変わらない。

(1) 宗門人のあり方…現代人の宗教的ニーズに十分応えきれていない。(2) 教団の現状…現代社会の救済に向けた根源的姿勢を取り得ていない。(3) 活動の実情…生きた人間の悩みや苦しみに十分対応しきれていない。さらに、高齢化社会における孤独や生きがいの喪失、人間苦の問題は、宗教教団として避けて通れない課題とされ、具体策として「宗教カウンセラーなどの専門人材の養成」「寺院を核とした新たなコミュニティづくり」「現代の課題に応える教学と教化者の育成」などの必要性が挙げられている。加えて、無住寺院を活用した「禅の家」構想や、情報社会に対応する広報部門の展開、更には一般寺院からの宗費納入に依存する発想から転換し、収益の展開によって宗費負担の軽減を図るという財務改善も示されている。また、東京グランドホテルも「当初目論んだほどの実効をあげていないとすれば、経営体系を根本的に点検し、改めるべきは直ちに改めるべき」として、当時の段階で抜本的な見直しが求められている。

そして、宗門の現状分析の中で、次のような強い警鐘も鳴らされていた。「教団それ自身の組織も、肥大化した組織にしばしば避けがたい守旧化、不活性化への道をたどり、結果として外形はともかく内実は脆弱なものとなっていないか。さらに、全体として流動する社会変化に即応できる態勢を整えられずにいるのではないだろうか。」

この指摘は、今日でもなお一層の重みを持って我々に突きつけられており、人口減少が宗門にもたらす危機を深刻に受け止めるとともに、警告と提言に改めて学び、現代社会で宗門が果たすべき役割を見つめ直し、一つひとつの課題に真摯に向き合い、具体的な変革へと踏み出すべき時を迎えている。

大本山永平寺について

大本山永平寺貫首南澤道人猊下におかれては4月29日をもって退董され、羽仁素道副貫首老師が大本山永平寺の猊座に上がった。大本山永平寺には、羽仁貫首猊下のもと更なる祖山の興隆と宗風の宣揚に尽力賜ることを仰望するところである。

大本山永平寺八十世黙室玄照禅師 南澤道人猊下におかれては、5月29日ご遷化されました。ここに哀悼の誠を捧げますとともに、ご生涯を通じて曹洞禅の昂揚にご尽瘁されたご功績に対し、全宗門人とともに謹んで敬意を表し厚く感謝申し上げます。

この度の慶弔にまつわり、大本山永平寺では本年9月11日、南澤前貫首猊下の本葬儀並びに羽仁新貫首猊下の晋山式が法定聚会で厳修される運びとなっている。なお、法定聚会の規模等については所要の調整を加える運びとなった。

次に、大本山永平寺副貫首選挙について、選挙候補者推薦届出の締切日である6月21日までに届け出されたのは1名であったことから無投票選挙が確定した。その後、選挙会での審査の結果、6月26日付けで、静岡県焼津市林聖院住職鈴木包一老師が当選された。即日、その旨を両大本山の貫首猊下に報告するとともに、当選証書を交付した。

宗務庁仮移転先について

宗務庁の仮移転先の候補として、学校法人総持学園との協議を鋭意進めてきた。当初は、今次通常宗議会での関連議案の上程を目指して諸般の事務を進めてきたが、賃貸条件、とりわけ賃料に関して合意できなかったことから、議案上程に至らなかった。交渉不成立の場合、次の仮移転候補地の選定に速やかに着手することは議会で述べてきた。候補地選定は、宗務庁機能を可能な限り維持し得る施設であることが何より肝要である。そのためには、必要な執務環境を確保できる面積を有することに加え、財政的負担も十分に考慮する必要がある。こうした条件を満たす物件が近隣に存在することは確認している。しかし、一般賃貸物件では、契約後直ちに入居することが原則であるのが実情である。

また、これまで検討してきた鶴見大学会館には、宗務庁機能を一棟に集約し得る利点があったが、新たな策定に当たっては、複数施設への分散配置も視野にいたした検討も必要と考えている。今後、一層の検討と検証を重ね、適切な候補地の選定に努めてまいりたい。

曹洞宗所有不動産の再開発計画について

前回通常宗議会で、現ソートービルの建替えについては可決されたが、「不動産再開発に関する基本条件につき承認を求める件」は否決となった。この結果、建替えそのものは決定したものの、具体的な開発手法は定まっていない状況にある。したがって、現ソートービルは、必要最小限の補修にとどめつつ、適切な維持管理を図っていく必要があると考えている。

さらに、直近の台風6号で宗務庁の数か所で水漏れが生じた。これは、建物の老朽化が各所におよんでいることを示す一端であり改めて重く受け止めるべきものである。また、再開発手法は、この地での建替えを前提とした場合、自己資金による自力開発と、開発事業者の協力を得て行う開発との大きく2つの方向性が考えられる。現内局としては、後者の方法がより現実的かつ有効な手法であると考えているが、いずれの方法を採用するにしても、本宗が所有する不動産の価値を最大限に活用しうる再開発の方向性を、出来る限り早期に定める必要があると認識している。

近年の建設コスト高騰を踏まえると、再開発計画の決定が遅延することで、宗門が負担する費用は今後さらに増大していくことが予想される。その結果、宗門全体に及ぶ影響も看過できないものになる。また、昨今の我が国の経済はインフレ基調で、過去30年間続いたデフレの感覚のままで検討を重ねることは、適切な機会を逸することにもつながりかねない。

しかし現内局の任期もわずかなことから、今次通常宗議会での新たな提案は行わない。今後も、再開発手法について検討と検証を重ね、成果を次期内局に確実に引き継ぐことができるよう努めてまいる所存である。

総務部関係について

寺族年金制度では、現行運用において、前住職の配偶者で准教師の補任をうけた年齢65歳以上の寡婦を対象として、月額5,000円の寺族年金を給付している。この給付要件にある「寡婦」とは前住職の女性配偶者を意味するものだが、現行宗制には、寺族登録及び准教師補任にあたり、男女の別については特段の定めがない。しかし、この寺族年金制度に限っては、「寡婦」つまり女性のみが対象とされていることから、性別による受給の不平等が生じている昨今では、准教師に任命された男性寺族もいることから、前住職の夫である配偶者が寡夫となることも想定され、制度上の公平性の観点に立ったその是正を検討している。

また、僧侶共済制度の団体給付金給付申請の死亡該当者の年齢に着目すると、65歳未満の住職が若くして遷化する事例が確認されており、故人に配偶者がいた場合には若くして寡婦や寡夫となる。さらに、子弟を養育している場合には、生活基盤への影響も少なくないことから、遺族保護の観点からも受給対象年齢の拡大を検討してきた。

災害復興対策資金貸付制度は平成8年に制定され、災害救助法が適用された区域内で被災した寺院の本堂、庫裡その他重要な法要儀式の道場が破損甚大で、かつ、使用不能となったときの救援復興のために、その対策資金を貸し付けるものである。近年は、地球温暖化による異常気象が多発し、国内各地で激甚化する豪雨災害や豪雪災害により、境内地の土木構造物被害が多く報告されている。特に、境内地や墓地が山林等に隣接している寺院では、土砂災害による土砂の除去や原状回復に多額の費用を要することから、財源確保に苦慮する事例も少なくない。

これらの状況を踏まえ、寺族年金制度の給付対象者に係る男女間の不均衡の解消及び対象年齢の撤廃、また、災害復興対策資金貸付制度は、貸付対象の拡充及び被災寺院が安心して利用できる制度への変更について検討を重ね、その結果を5月28日開催の総務審議会に諮問した。その審議結果を踏まえ、今次通常宗議会での「曹洞宗寺族年金規程中一部変更案」及び「曹洞宗災害復興対策資金貸付規程中一部変更案」を上程している。

教学部関係について

前回通常宗議会で、国外における宗立専門僧堂開設準備費の承認をいただいた。これを受け、今年度に入り「国外における宗立専門僧堂設置に伴う準備会議」を開催、人員の確保、期間の調整等について協議を行い今年度中の開催が実現可能との結論に至った。その報告を受け4月20日の局議にて開設を決定、令和8年9月15日から12月15日までフランスの特別寺院「禅道尼苑」で開設することとし、その準備を進めている。

今回の国外での開設は現地からの強い要望によるが、これを契機として、国内の僧堂に安居して、やがて教師として活躍する外国籍僧侶数の増大につながることを期待するものである。さらに、日本の曹洞宗の財政的負担を極力軽減し、自立した総監部運営を目指すため、安居希望者にも負担いただくものである。しかし、安居僧が一定数に届かない場合は開設を見合わせることにしている。

外国籍僧侶を対象としてこのような事業を展開することは、宗門として初めての試みである。この取り組みが将来的に、各国際布教総監部の運営において管内の宗侶の理解と協力のもと、その運営費の一部を支えていく体制の構築へとつながるきっかけとなることを期待している。

現在、国外にある特別寺院は、1か寺に複数の国際布教師が赴任している場合、特定の者に限定することなく、いずれの国際布教師でも法幢師となり結制安居を修行することができる制度となっている。これまで、国外における布教環境や各地域の実情を勘案し国内とは異なる取り扱いとしてきたが、宗門制度全体の均衡と整合性を図る観点から、可能なものは、順次、国内の基準に合わせ、制度の整備を進めていく必要があると考えている。

この度上程している曹洞宗僧侶教師分限規程の変更案は、第147回通常宗議会で可決成立し、施行された同規程の変更規程に関連するもので、複数の国際布教師が赴任する特別寺院では、国際布教主任のみが法幢師となることができるよう所要の整備を行うものである。

財政部関係について

経理課では令和8年度よりこれまで檀信徒会館特別会計で計上していた不動産貸付業に関わる業務を同じ収益会計である図書会計に移管している。もっともこの移管は、不動産再開発計画が具体化されるまでの暫定的措置である。しかしながら、出版業務と不動産業務という性質が異なる2つの収益事業を1つの会計で取り扱う状況が続くことは、会計管理上必ずしも望ましいものではない。したがって、不動産再開発計画の進捗にかかわらず、不動産貸付業を適切に管理運営するための『曹洞宗所有不動産貸付特別会計』を新設するため、今次宗議会で『曹洞宗財務規程中一部変更案』を上程している。現在の『所有建物償却引当金及び不動産取得基金特別会計』について、当該会計には、『償却引当積立金』『特別積立金』『取得基金』の積立金及び基金が設けられている。この内、特別積立金は、宗制で「曹洞宗が所有する建物の建て替えに充てるために積み立てる資金」と規定されているが、現行会計区分のままでは、今後想定される不動産再開発計画に伴う支出への柔軟な対応が困難であると考えている。そのため、再開発の原資となる特別積立金は、実際の支出内容に即した運用が可能になるよう、関係細則の変更及び会計区分の整備が必要であると判断し、特別積立金を主たる原資とする「曹洞宗所有不動産再開発特別会計」を新設するための規定変更案を上程している。

また、これらの新たな特別会計整備に伴い、将来的には曹洞宗が保有する資産の適切な管理体制の構築が一層重要になると思慮する。そこで従来の経理課での会計処理業務とは別の観点から、保有する不動産、有価証券その他の資産について、全体的な状況の把握及び分析を行うとともに、現在経理課で行っている「固定資産台帳の管理」や「減価償却計算」、「債券等の有価証券の管理」などの資産管理業務を専門的に担当する部署として「管財室」を設け、担当業務の整理及び明確化を図ることを検討している。設置により既存の会計処理を適切に継続しながら、地代収入を取り扱う「曹洞宗所有不動産貸付特別会計」との関連や資産運用及び固定資産の会計的な管理・把握という観点を踏まえた、より適切なリスクマネジメントが可能と思慮する。なお、管財室は、新たな部署設置や業務の創設ではなく、既に行っている業務や資料作成等について、財政部内の役割分担を明確化するという趣旨である。

今後、不動産再開発計画の進展に伴い、多岐にわたる会計・資産管理業務の発生が想定されることから、その受け皿として「管財室」を設置することで、経理課内における業務の属人化を防ぐとともに、将来にわたり安定した業務執行体制を構築したい。なお、今次宗議会に、管財室設置に関わる、『曹洞宗宗務庁組織及び事務分掌規程中一部変更案』を上程している。

級階査定について、査定の実施時期と査定方法について審議検討中だが、今後の検討状況で内容に変更が生じる可能性があるので承知おきいただきたい。実施時期は令和10年4月を目途とし、新たな級階に基づく宗費の賦課は令和12年度より適用する予定である。

また、査定における申告対象項目は、第147回通常宗議会の「宗務及び事務に関する説明書」で、檀信徒数、特別収納金、収益事業からの寄附金及び基本金に限定し、不動産は申告対象外とする旨の報告をした。しかしながら、その後の委員会での検討の結果、申告対象項目としていた基本金については、申告対象外としていた不動産の処分又は取得と関連することから、これについても申告の対象外とする方向で検討を進めている。

教化部関係について

「祈りの集い―自死者供養の会」は、平成20年の発足以来、全国の自死遺族の深い悲嘆に寄り添い、その歩みを支え続けてきており、宗門にとって極めて意義深い取り組みと認識している。

本年3月14日には第35回の集いを開催した。毎年、春と秋の彼岸月に開催しているが、次回の9月は、近畿管区教化センターで行うこととなった。近畿管区はかねてより布教講習会等の機会を通じ、自死を巡る諸問題について学びを深めてこられた。この度の開催も研鑽を重ねてきた管区内布教師各位に協力を賜る予定である。管区教化センターでの開催は北海道に続き2例目となるが、今後も管区教化センター及び総合研究センターと連携を深めながら、この祈りの輪を全国各地へ広げてまいりたい。

伝道部詠道課について

近年の梅花講員の減少は看過できない深刻な状況で、背景には人口減少と少子高齢化といった構造的課題が大きく影響している。国内寺院の設置講数は5,365か寺で、講員数は平成12年の約17万7,000人をピークとして本年6月現在では約7万7,000人となっている。この状況を踏まえると、将来にわたり梅花流を護持、発

展させていくには、新たな方途を講ずることが急務であると、強い危機感をもって受け止めている。

こうした認識のもと、新たな結縁の機会を創出し、梅花流の活性化を図ることが重要と考え、その一環として、令和9年5月26日に「東京ガーデンシアター」で「梅花流創立75周年記念奉賛大会」を開催する。本大会は、75年の歩みを顕彰するのみにとどまらず現下の課題に正面から向き合い、新たな時代における梅花流の可能性を内外に示す重要な機会である。大会テーマは「心から心へ お誓いの道」として、現在の梅花講員のみならず、より多くの一般檀信徒にも参加いただき、梅花流の結縁の場となることを願うものである。

運営企画室における宗務行政のスリム化・適正化の方針に基づき庁内の業務検証を進める中で、伝道部詠道課では梅花流師範養成所を令和6年度から開設停止していた。これは廃止が前提ではなく、これまでの運営状況や社会環境の変化を踏まえ制度全体を再検証するとともに、持続可能な運営と将来を見据えた指導者養成の在り方を見直すことを目的としたものである。

その後、伝道審議会等で検討を重ねた結果、これからの師範養成には、単に養成数の確保を目指すのではなく、1人ひとりが梅花流の教義的意義と実践的な指導力を十分に備えた人材となることが重要であるとの認識に立ち、質の向上を重視した制度へ転換することとした。

具体的な取り組みとして、年齢要件の撤廃など入所規定見直しを行い、多様な人材が梅花流の指導者を目指すことのできる環境を整備してまいり所存である。

出版部関係について

この度、出版部頒布物の一部について、両大本山の販売所での委託販売を開始した。これにより、ご本山参拝者への新たな販路を確保することができ、販売実績も順調に推移している。

また、本年1月より、『曹洞宗報』等送付停止願の案内を開始したところ100件ほどの届出があった。今後も引き続き周知を図り、送付にかかるコスト削減に努めてまいりたい。

さらに紙媒体の『曹洞宗宗制』と追録は、現在データベース化されており、寺院専用サイトでの閲覧が可能となっている。その周知を一層徹底するとともに配布先の見直しを行うことにより、高騰する諸経費の削減につながると思慮する。引き続き可能な範囲で電子媒体への移行について検討してまいりたい。

人事部関連について

宗務庁事務の業務効率化及びスリム化を図るため、事務処理の電子化を推進している。宗務システム導入以来、文書処理をはじめ、順次、僧籍簿・寺族簿・各部署の台帳等の情報管理を行い宗務庁業務の運営に活用している。本年3月からは、収受番号を付さない文書起案を宗務システム上で起案から決裁までの事務処理を行える電子承認システムの運用を開始した。

本システム導入により紙媒体による回議及び押印事務の削減を図るとともに、決裁状況の可視化、承認履歴の適切な保存及び検索性の向上が可能となった。これにより、業務効率化と内部統制機能の強化が図られる他、ペーパーレス化推進により文書保管スペースの縮小にも資すると認識している。今次宗議会に、宗務システム上での電子承認システムとの整合性を図るため、『曹洞宗宗務庁文書及び公印規程中一部変更案』を上程している。

出版部頒布課の出版課への統合は、宗務庁業務の効率化及び組織体制の見直しの一環として行うものである。頒布課の業務は主に出版課で作製した頒布物の販売及び在庫管理だが、平成18年より「曹洞宗ブックセンター」が稼働、頒布物の受注及び発送業務の大部分を委託している。また、頒布課が使用している販売在庫管理システムも、今後、新たなシステム開発と保守を当該外部業者へ委託することとしており、「曹洞宗ブックセンター」との連動がより円滑になるなど、業務の効率化を進めているところである。このように、頒布課の業務は外部委託やシステム化の進展で、業務量や業務内容に変化が生じている。この状況を踏まえ、頒布課を独立した課として置くのではなく出版課へ統合することで、頒布物の企画・作製から販売・納品に至るまでの一連の業務を一体的に運営する体制を整えるものである。

運営企画室は私が宗務総長に就任した当初、宗務行政が抱える諸課題に中長期的かつ横断的に取り組むことを目的として設置した。今次内局の任期満了まで半年だが、これまでの取り組みについて総括的に申し上げたい。

(1) 曹洞宗財政レポート作成

毎年度の予算と決算のレポートを作成し、「曹洞禅ネット」に掲載してきた。従来の予算書・決算書・貸借対照表に加え本宗として初めて管理会計の概念を取り入



れたことで、財政状況を視覚的かつ分かりやすく把握できるようになった。これにより、財政上の課題を早期に把握し、施策立案や予算編成での判断の客観性を高める基盤が整いつつあると認識している。

(2) 宗務管理制度の導入

宗務庁の各業務について毎年度、計画書と報告書を整備、業務の目的・成果・コスト、所管部署による自己評価を明らかにする取り組みを進めてきた。この制度は管理者による業務把握を容易にするとともに、各部署での改善サイクルを促し、客観的かつ信頼性の高い業務評価につなげることを目的としている。また、宗務計画書・報告書を「曹洞禅ネット」寺院専用サイトに掲載し、全国寺院が閲覧できる環境を整えるなど、透明性の向上にも努めてきた。こうした取り組みを通じ、各部署で業務の目的や成果を数値と根拠に基づいて捉える姿勢が徐々に浸透してきたことは、1つの成果と思慮する。

(3) 宗門情勢に関する各種データとレポートの作成

「曹洞宗 2045 年予測」は、信頼性の高いデータ分析をもとに 20 年後の宗門の姿を現実的に示したもので、その目的は単に将来への危機感を示すことではなく、数値に基づいて現状と将来を見通す視点を宗門全体で共有することにあった。運営企画室のこうした取り組みを通じ、各部署でも施策や業務を経験や慣例のみに依拠するのではなく、客観的な根拠に基づいて検討する姿勢が徐々に広がりつつある。

(4) 宗務ビジョンの提案

「曹洞宗 2045 年予測」を踏まえ宗門としていかなる未来を描くのか、宗門の目指すべき将来像とその実現に向けた方向性を示した。内容は、理念的提言にとどまらず、行政・財政の両面にわたる具体的な施策や制度設計にまで踏み込んだものである。数年の調査・分析・研究の集大成で運営企画室の重要な成果の 1 つである。

一方で、運営企画室設置当初に掲げていた役割を十分に果たすまでには至らなかった面もある。出版部頒布課の出版課への統合や電子承認システムの構築など、個別の施策は一定の進展があったが、施政方針に掲げた宗務行政のスリム化は引き続き進める課題であり、さらに実効性のある改革につなげていく必要があると認識している。また、運営企画室は人事部内に設置しつつ、将来的には組織横断的な部署として発展させることも視野に入れていたが、その体制の確立には至らず課題を残す結果となった。

しかしながら、財政レポートや宗務管理制度、各種データ分析などは今後の宗務運営で不可欠な客観的な判断基盤を形成するものと考えている。残された課題については、これまで蓄積してきた知見や制度設計を土台として次期内局に継承、さらに発展されることを願うものである。そして、宗務行政のあり方に関する検討と改善が重ねられ、より持続可能で実効性を伴った形で深化することを期待している。

人権擁護推進本部関係について

去る 6 月 18 日、大本山總持寺で厳修の曹洞宗被差別戒名物故者諸精霊追善法要に内局員とともに参列し、謹んで哀悼の誠を捧げ深甚の思いをもって香一片を手向けてきた。

宗門における人権擁護活動の端緒は、昭和 54 年 9 月開催の第 3 回世界宗教者平和会議での差別発言を契機としている。その後、部落解放同盟中央本部からの抗議書に対する回答を経て、昭和 56 年 1 月から 5 回にわたる糾弾会が開かれ、そこで指摘された事項は、曹洞宗寺院における「差別戒名」の存在、差別図書の流布、身元調査への関与の 3 点であった。爾来、宗門はこの 3 課題を人権擁護活動の最重要事項として位置づけ今日に至るまで取り組みを続けている。

差別図書の回収・交換事業、身元調査お断り運動は現在も推進している。特に「差別戒名」の改正は、改正督励班を編成し重点的に取り組んできた。墓石の改正を要する 145 か寺については墓石の移転合祀は全て完了している。また、過去帳改正は、対象 218 か寺のうち 208 か寺が完了しており、未完了寺院も私の本部長任期中にさらに 2 か寺の改正完了が見込まれている。

他方、宗門僧侶による SNS 上での過去帳の表紙写真を開示するという事案が生じた。人権擁護推進本部で当該投稿を確認したのち、宗務所を通じた事実確認を経て所管の宗務所長より報告書の提出を受けた。これを踏まえ、宗務所長に対して当該僧侶への学習指導を要請し部落解放同盟中央本部へ報告を行っている。

この事案が示したのは、情報通信技術に親しみの深い世代における人権意識や情報管理に対する認識不足という深刻な現実である。これは SNS を始めとする情報発信手段が身近なものとなった今日、宗門の重大な課題として正面から受け止めなければならない。

人権擁護推進本部では、この事案を契機として『曹洞宗報』『人権フォーラム』で本年 7 月号より 3 回の連載記事を掲載するとともに、新たに開始したポッドキャスト配信を通じて問題提起し注意喚起と啓発に取り組むこととした。これは「寺院における情報管理」を共通テーマとして、複数の媒体を有機的に連動させた人権啓発を目指すものである。

曹洞宗檀信徒会館について

令和 7 年度の決算内容について、総売上高は 9 億 5,140 万 2,227 円であり、経常利益は 4,757 万 9,816 円となり、前年度比で 874 万 1,006 円の増額となった。流動資産は 6 億 1,077 万 4,491 円となり、約 2 億円の減額となっている。

次に、総売上高の構成比は宿泊売上が 62.7%、レストラン売上が 6.5%、宴会売上が 25.1%、賃貸料収入が 5.7% で、宿泊部門が全体の過半を占め収益の柱となっている。宿泊部門は約 5 億 9,642 万円の売上高を確保し、前年度を約 3,772 万円上回ったが、その経常損益は約 1 億 1,381 万円の黒字である。レストラン部門は約 6,134 万円の売上高で前年度実績より約 1,921 万円の減収、経常損益は約 7,360 万円の赤字である。宴会部門は約 2 億 3,896 万円の売上高で前年度実績より約 1,173 万円の減収、経常損益は約 2,818 万円の赤字である。

よって、レストラン部門及び宴会部門は前年度実績を下回る結果となった。レストラン部門は、昨年 4 月より営業時間を大幅に短縮、朝食とランチタイムのみの営業体制へ変更した。しかし、収支改善には至っておらず赤字状態が常態化している。こうした現状を踏まえ、今後は主力である宿泊部門へより一層注力するとともに、料飲収入を宴会部門へ集約することでホテル全体としての収益力向上を図る運営体制について、引き続き検討を進めてまいりたい。

また、原材料費やエネルギーコスト等の高騰が継続していることから、適正な価格設定とサービス品質の維持を両立させるため、各部門で必要に応じた価格改定を実施してまいりたい。

次に「東京グランドホテル」の営業終了に向けた経過について、現在、令和 9 年 6 月 30 日の営業終了予定日に向けて、専門家の助言をいただきながら必要な準備を進めている。檀信徒会館事業本部では、営業終了に伴う従業員の処遇について配置転換による継続雇用、転職を希望する方への支援、退職を希望する方への対応などの方針の整理を進めている。インデックス社協力のもと営業終了に向けたロードマップ及び事業計画書の策定も進めており、ホテル従業員に対しても十分な補償措置を講ずることができるよう適時適切な説明を丁寧な努める所存である。

質問 1 の答弁

近年、都内で宗教法人所有地に定期借地権を設定した開発事例が見られ、特に住居用途を含む開発は、容積率の特例緩和等で土地活用の幅が広がることから、資産の有効活用という観点で有力な手法の 1 つであると認識している。前回の通常宗議会では、その考え方に基づき開発事業者を募集する提案を行ったが、承認は得られなかった。

その結果、再開発に関する諸課題は、次期内局と宗議会、または、それ以降の内局と宗議会へ引き継がれることとなる。これまで蓄積してきた検討内容、調査結果、関係機関との協議内容等を報告書にまとめ、次期内局へ引き継ぐことが私どもの責務と考えている。

宗議会が協和した最適解を導くには、まとめた正確な情報を共有することが重要である。その上で、次期内局と宗議会で十分な議論を重ね、宗門の将来並びに財政への影響を総合的に勘案しながら適切な判断がされることが望ましいと考えている。

質問 2：副貫首選挙について

両大本山の副貫首選挙は権大教正の教師資格を有する宗侶に被選挙権が認められている。しかし現行の定めでは「自薦」の道は制限されており、定められた推薦人を集める「他薦」の手続きしか存在しない。権大教正という厳選された資格者であるにもかかわらず、立候補の段階で更なる推薦人を課すことは被選挙権の行使に一定の制約を加えることとなる。そこで、推薦人を必須とする制限を設ける合理的な根拠を伺いたい。

また誰が被選挙権を有しているかを選挙人にあらかじめ十分な情報として共有する環境を整えることは、選挙制度の透明性と信頼性の向上に資すると思慮する。そ



総括質問

有道会代表 小島 宗彦

質問 1：曹洞宗所有不動産再開発推進委員会について

再開発手法については、この地での建替えを前提とし、開発事業者の協力を得て行う手法が現実的かつ有効な手法との考えを示された。先の宗議会では基本的な再開発手法の提案が否決されたが、運用方法として示した定期借地権付き分譲マンションの需要の増加は、土地所有者と開発事業者、定期借地権付分譲マンション入居希望者それぞれの思惑に合致している点や、現在の社会状況下での港区という立地を踏まえると、再開発計画における運用方法を提案するに値するものと思慮する。今次通常宗議会では新たな提案を行わないとのことだが、再開発計画の決定が遅延することは、マスタースケジュールに変更が生じるだけでなく、宗門が負担すべき費用の増大は深刻な課題となる。

内局任期中の曹洞宗所有不動産再開発推進委員会では、引き続き検討を進めるのか、また、次期内局に引き継ぐにあたり、いかにして宗議会が協和した最適解を導くことができるのか、考えを示していただきたい。

こで、選挙に先立って「被選挙人名簿」を開示する仕組みについて、併せて伺いたい。

質問2の答弁

副貫首は、将来貫首となるべき重要な立場である。そのような地位に就かれる方については、自身の意思のみならず他者からの推薦を得て候補者となることが重要で、そのような趣旨から「他薦」の制度が設計されたと理解している。

次に、誰が副貫首の被選挙権を有しているのかを選挙執行に先立って全宗門の有権者に周知すべきとの指摘は十分に理解するところである。今年度は選挙が続く状況で、この時期の選挙規程変更は慎重であるべきと存ずる。来年の6月議会以降、しかるべき検討がなされるよう、所管である総務部長に対し、後任者への引き継ぎを指示する。

質問3：寺族年金制度について

給付と納付のバランスを考えたとき、納付する准教師の賦課金は、寺族1人当たり1,000円で長期間変っていない。また僧階ごとの教師賦課金は時世に応じた見直しがあったように記憶している。准教師賦課金の納付額は妥当なものか、寺族の年金制度給付拡充措置を実施するのであれば、当然、宗門教師について何かの措置を実施するのか、構想があったら示していただきたい。

質問3の答弁

准教師賦課金は、各教師賦課金も含め平成8年の一部改正以降、約30年間変更していない。今次宗議会でこの変更案が承認されれば、施行後の給付実績を踏まえた検証を行い、准教師賦課金水準の妥当性も宗費及びその他の賦課金との整合を図りつつ、財政部に対し関係部署と協議を重ねるよう指示してまいりたい。

また、僧侶年金制度は、僧侶共済制度を検証する中で今後の存続も含め、その在り方について総合的に検討している。なお、今般の寺族年金制度改正では、現時点で賦課金等の増額負担はなく給付対象者の拡大を図るものである。

質問4：宗立専門僧堂について

国外の宗立専門僧堂開設が令和8年9月15日から12月15日の期間で、フランスの特別寺院「禅道尼苑」で開設されるとのことである。しかし、この開設期間は3か月で、教師資格取得における最短の安居期間を満たすことにはならない。これを機縁として道念を増長し、更なる安居を切に願うところであり、当局も安居者に対し次の安居へ誘うよう指導をお願いしたい。

また、海外における宗立専門僧堂開設にあたり、海外で教師として活躍する外国籍僧侶の育成と自立した国際布教総監部運営について所見を賜りたい。

質問4の答弁

安居者の多くは当該国際布教師の徒弟である。師である国際布教師も曹洞宗の教師である以上、宗門の教師となる過程は十分に理解しているものと思料するので、各々の弟子が教師資格取得に至るまで責任をもって指導に当たることを期待している。また、安居期間中の講義で、曹洞宗の教師になるための過程について説明を行い、安居者自身の自覚を一層促してまいりたい。

次に、外国籍僧侶の育成について、各国際布教総監部では僧籍を有する者に対し研修会などを通じて管内宗侶の資質向上に努めている。また、徒弟が安居する際の諸手続きの補佐等を通じて、曹洞宗の教えや修行の伝統を正しく伝えるとともに、宗風の宣揚に努めている。

さらに、各国際布教総監部は、各々の地域の文化、伝統、習慣、歴史等の背景が異なることから、一律の運営方法の導入は容易ではない。また、各総監部に対する補助費も、宗門財政の現状や補助費の趣旨に鑑みると、将来的には補助費に過度に依存しない自立したあり方を構築することが肝要である。

今後は、各総監部でも、宗門との関係を堅持しつつ各々の実情に応じた組織の整備を進めていくことが重要と認識している。

質問5：債券等購入に関して、運用による資産形成の方針について

宗門でも債券等購入による運用が行われており、海外通貨で対応すべき事象もあることと存ずる。その意味で宗門資産を外貨で保有することも必要と思料する。現在、本宗の「外貨建て資産」について一定額を保有し運用が行われている。日本円のための資産保有はインフレや円安のリスクを直接的に被るが、外貨建て資産を保有することで為替の影響を低減する取り組みは、資産運用リスクを分散する有用な措置と思料する。現内局の資産運用方針と将来にわたる中長期的な運用方針について伺いたい。

質問5の答弁

まず、資産運用は安全性の確保を第一義とし投機的な運用は行わないことを基本としている。

外貨建て資産は、国際布教総監部の運営など海外通貨で対応すべき事象への備えに加え、インフレや円安による影響を一定程度緩和し、資産運用のリスクを分散する措置として一定額を保有している。これについては、監査委員会からも評価されているが、一方で為替相場等の変動による影響を注視し、慎重な判断で運用を行う必要があるとの指摘もあり、適切な運用に努めている。

中長期的な運用方針は、今次宗議会上程の管財室設置により、金融資産を含む本宗資産の構成の把握及び分析、資産運用の状況の整理並びに報告資料の作成を担う体制を整えてまいりたい。その上で、運用状況は継続的に宗議会上に報告、現内局の基本的な考え方や運用方針を文書として整理、次期内局に引き継いでまいり所存である。

質問6：管区教化センターについて

各管区教化センターは開設して50年が経過したが、50年前の高度経済成長期と



現在の過疎化少子高齢化の時代では、管区教化センターに求められる役割にも変化が生じていると思料する。時代に即応した運営体制に移行し、教化施策を展開すべきではないか。

センター事務所内で執務にあたるだけでなく、役職員が地域に出向き、多くの方と顔を合わせて言葉を交わしながら情報収集を重ねるといった、布教教化推進のための日常の活動が必要と思料するが、役職員の人材確保も苦慮する現実があるとも聞いている。

管区教化センターが担う本部布教と宗務所布教や地方での布教教化の連携、また管区教化センターの勤務体制についての所見を伺いたい。

質問6の答弁

開設当時と比較すると社会状況は大きく変化、管区教化センターに求められる役割も変容していると認識している。

管区教化センターでは、各種会議や協議を通じて宗務所役職員と定期的に意見交換を行い、その内容を業務に反映しつつ情報共有や活動連携を図っている。また教化部は、管区に教化資料の作成を依頼するなど、本部布教の一端を担う取り組みを進めている。さらに、「教化資料に関するアンケート」の回答内容を各管区教化センターに共有し、現場の実情やニーズを踏まえた教化施策の充実につなげている。

一方、管区によって取り組みの実施状況に差があり、事務所内での執務にとどまらず、地域に出向き現場で布教活動に取り組む宗侶との対話や情報収集を重ねることが重要である。今後は、現場との接点の充実を図り、その声を教化施策に反映してまいりたい。

なお、管区教化センター運営のあり方には、様々な意見が寄せられている。設置場所の固定化で、管区での布教活動の中心が一定の地域に限定されているのではないかと、業務を管内の宗務所が持ち回りで担うことで、より地域性を活かした布教展開が可能となるのではないかと、といった多様な意見もある。これらの意見は、今後の管区教化センターのあり方を検討する上での課題と受け止めてまいりたい。

質問7：梅花流の今後の施策について

鈴鉦などの作法が一般の方が参入する際の障壁となっている側面があることが窺える。来る全国大会に、梅花講員に限らずより多くの一般檀信徒にも参加いただくには、大会の演出や企画内容はもとより、梅花流詠讃歌の魅力を常に発信しそれを享受してもらわなければならないと思料する。その方策について所見をお尋ねしたい。

また今後、法要の場をはじめ、檀信徒研修会や婦人会研修会といった機会に、これまで詠讃歌に馴染みのなかった方々に対しても、その魅力を分かりやすく伝えるための新たな伝道法や指導法を培うような取り組みを行っていただくことは可能かと、併せて伺いたい。

質問7の答弁

法要の折に洋楽譜を用いて参加者全員で合唱するなど、新たな試みについて検討を進めている。すでに伝道審議会でも、梅花法具を用いない伝道法についての提言がなされており、今後の検討事項として取り組んでまいりたい。

今年3月に改訂された『洋本修証義』の和讃付には、巻末に「三宝御和讃」「修証義御和讃」が洋楽譜付きで掲載されている。これらを梅花講員のみならず、広く一般檀信徒とともに、法要や坐禅会等の場で活用いただくことで梅花流詠讃歌の魅力に触れていただき、新たなご縁を結ぶ一助となることを願っている。また、各種研修会などで敷衍することも有効と認識するので、関係各方面に働きかけてまいりたい。

質問8：運営企画室について

「曹洞宗財政レポートの作成」は、データに基づく客観的な施策立案及び実効性の高い予算編成を可能にする強固な基盤を構築したものであり、今後の持続可能かつ健全な宗務運営に大いに資するものと評価したい。「宗務管理制度」は業務の効率化と信頼性の向上を両立させる基盤として機能しており、極めて有効な取り組みで重要な指標になると思慮する。『曹洞宗2045年予測』は客観的データに基づき、宗門の未来を冷静かつ現実的に見通した先見性の高い優れたレポートである。

「宗務ビジョン」に基づく取り組みで、まだ具体的な審議に入っていない、宗議会議員の定数削減、教区の再編・統合、任期の整合性に関する提言は、宗門の持続可能性を担保するため極めて重要な課題である。この改革が一過性とならず、今後の宗務行政改革の確かな一歩となるよう、さらなる推進を期待し強く支持したい。

質問8の答弁

人口減少をはじめとする社会構造の変化を見据え、宗務行政の効率化と持続可能性の確保を目的として、将来的な機構改革の方向性を示したものが「宗務ビジョンの提案」である。実現に当たっては、各部署役職員が課題を共有し、各々

の立場から主体的に業務の見直しと改善に取り組むことが何より重要と思慮する。蓄積してきたデータや知見、制度的基盤は、今後の宗務運営を支える重要な資産なので、これらの成果と課題を明確に整理し、次期内局へ円滑に引き継ぐとともに、今後の宗務運営で更に発展的に活用されることを願うものである。

質問9：宗議会のデジタル化推進とタブレット端末等の持ち込み解禁について

宗議会では依然として大量の議案書や資料が紙媒体で印刷・配布されており、その製本費用、制作コスト、及び職員の調整にかかる労力は多大なものと推察する。また、議員側にとっても、過去の議事録や関連資料を瞬時に検索・確認することは難しく、より討論を深化させた会議を行う上で、会議運営での即時性を欠いているのが現状である。

そこで、本宗として必要な規程等を速やかに整備し、宗議会へのタブレット端末等の持ち込み及び議会資料の電子配信を可能とする見解をお持ちか伺いたい。

質問9の答弁

議員の質問は、単なる事務処理上のデジタル化という形式的な課題でなく、宗議会のあり方、更には議会運営における規律に関わる質問である。したがって、これは宗議会が自ら検討すべき課題であり、内局の答弁は控え、一議員としての存念を申し述べるに留めたい。

まず、本会議や委員会への電子機器の持ち込みには、単に持ち込みの可否という問題ではなく、その使用のあり方、議会運営上の規律をいかに確保するかという点に課題があると受け止めている。

現行の宗議会規程において、指摘に関わる条項を申し上げますと、第1に、秘密性の確保である。秘密会、懲罰事犯の議事、審事院役員の免職審査などは、特に慎重な取り扱いが求められる。これは議会制度に関わる者として当然に守られるべき基本的な姿勢である。

第2に、委員会の審査及び参事会の議事についてである。これらは議員以外の傍聴を禁止、つまり、議員以外は非公開、漏洩禁止とされている。したがって、ネットワーク等を通じて、内容がリアルタイムで外部流出するようなことはあってはならない。

第3に、傍聴人に対する規制との関係である。傍聴人も、写真撮影、動画撮影、音声録音は禁止なので、議員は、なおさらその趣旨を十分理解し、自らを律することが求められる。

第4に、会議中の議員活動のあり方である。新聞などの閲読禁止。議会で求められるのは、自ら発言する、他の議員の発言を真摯に聴く、議案その他の会議中の印刷配布物を見る、以外の行為は慎むべきと考える。

第5に、議員活動の独立性についてである。意見書などの朗読の禁止、厳密に言う「外部の請託」を受けて議員活動してはならないということである。公の身分の者は、注意すべき概念である。

以上、申し上げたような議会の規律上の課題が解決されれば、電子機器の持ち込みを実現することも可能と思料する。

質問10：大遠忌における志納金制度について

寺院経営の経済的悪化で大遠忌志納金を捻出することが非常に重い負担と感じている寺院も少なくない。毎年の宗費に加えての臨時の多額な拠出には、多くの寺院が苦悩しているのが現実である。将来的に大遠忌を迎える度に臨時に志納金を納めることが困難な寺院が増えることも想像される。

そこで、寺院に対する支援の観点からも、将来的に大遠忌志納金を宗務庁が宗費から積み立てていく制度を設計することは可能か、伺いたい。

質問10の答弁

志納金を宗費から積み立てる制度設計について、宗費負担全体との均衡、財務規程等の既存制度との整合性、そして、何より両大本山の意向に関わる事項なので、両大本山護持委員会が審議することが制度の趣旨に沿うと考えている。今後、両大本山の意向を伺いつつ、議題として取り上げる方向で調整してまいりたい。具体的な制度設計は、財政部で課題を整理し、関係部署と協議を重ねながら段階を踏んで検討を進めてまいりたい。

文書質問

神野 哲州

質問：旧統一教会への解散命令に係る宗門の対応

令和5年10月31日の読売新聞に解散命令請求について曹洞宗は「反対、または慎重を期すべき」との回答を行った。本年6月22日付けで最高裁は宗教法人の解散を確定させた。曹洞宗としてコメントが必要である。併せて、今後の対応としてかつて宗内に置かれた「曹洞宗カルト問題ネットワーク」の設置を求める。カルト問題についてはかつて『曹洞宗報』の附録として配布された「オウム真理教Q&A」のホームページ掲載も検討いただきたい。

答弁（人事部長）

解散命令の確定については重く受け止めている。一方で、本宗として新たなコメントを発することについては、これまで表明してきた基本的立場との整合性を踏まえつつ、関係団体や他教団の対応も注視しつつ、適切な時期、内容について慎重に勘案し対処したい。

また、「カルト問題ネットワーク」設置は、法曹、福祉、消費者問題などの専門家との連携体制や情報共有の仕組みなど多角的な制度設計が必要と考えている。加えて、外部有識者の知見の活用、担当職員など人員体制の整備、継続的な

予算確保など、解決すべき課題も少なくない。こうした点を踏まえ、実現可能な支援の在り方を模索するとともに、既存の相談機関や関係団体との連携も視野に入れながら、段階的かつ実効性のある取り組みを進めてまいりたい。

今後は、ネットワーク構築やQ&Aの公開なども含め、総合研究センター及び人権擁護推進本部に蓄積されたカルト問題に関する知見を、宗門内外で共有する方策を検討するとともに、関係機関との連携を一層強化し、社会に開かれた宗教としての責務を果たしていく所存である。

河村 康秀

質問：東京グランドホテル営業終了の意思決定及び判断過程に係る説明

- 1、営業終了の判断過程…営業終了目決定に当たり、終了後の宗門活動の継続方法、代替施設の確保状況、宗務庁仮移転計画との整合性、宗門活動への影響及び宗門財政への影響について、あらかじめ検討を行ったと理解してよいのか。また、その検討はどのような資料や分析に基づいて行われたのか。
- 2、財政影響の試算…営業終了後に新たに必要となる施設利用料、宿泊費、人件費、運営業務委託費その他関連経費について、執行部として試算又は財政への影響分析を実施した事実はあるか。実施している場合は、その概要と意思決定との関係を示していただきたい。
- 3、比較検討…現況を踏まえ、宗門活動への影響と財政的負担軽減の観点から、営業終了を予定する場合と一定期間営業を継続する場合について比較検討を実施した事実、又は実施する意向はあるか。また、その比較結果を踏まえて営業終了を決定したと理解してよいのか。
- 4、リスク管理…仮移転先が未確定であることで、営業終了後の宗門活動に支障が生じる可能性について、どのようなリスク評価を行っているか。また、そのリスクに対する具体的な対応策をお聞きしたい。
- 5、一連の判断過程の説明責任及び事後検証…営業終了後に実際に生じる宗門活動への影響と追加的財政負担や逸失利益等の損害の発生見込みは、営業終了決定時の想定との比較検証を金額レベルで実施、その結果を宗議会へ報告する考えはあるか。また、想定と実績との間に差異が生じた場合は、その要因分析及び必要な改善措置を講ずる考えはあるか。さらに、仮移転先との協議が成立しなかった経緯及び仮移転先が未確定の段階での営業終了後の宗務庁機能をどのように確保する想定であったのか。

答弁：

- 1、営業終了日の決定に当たっては、宗門活動への影響、代替施設の確保、宗務庁仮移転計画との整合性、宗門財政への影響等を総合的に勘案し検討を行った。
まず、曹洞宗檀信徒会館特別会計決算では、コロナ禍以後、経常利益は黒字で推移しているものの、その収益構造を分析すると、本業であるホテル事業の収益よりも、不動産貸付の賃貸料収入が全体の75%と依存度が高い状況にある。また、現状の施設でホテル経営を継続するには、多額の設備更新と改修投資が必要である。一方、ソーラービル建替え事業の実施が決定している状況では大規模投資は慎重な判断が求められる。加えて、営業継続に伴い特別会計の内部留保が減少していくことも想定され、事業終了の時期が遅れることで清算に要する費用が増大し、宗門財政へ与える影響も大きくなることが危惧されている。

このような影響等を総合的に勘案した結果、営業を終了し、計画的に事業の整理及び清算手続に着手することが適当と判断した。

- 2、営業終了後に新たに必要となる経費は、来年度以降の事業内容等で変動するため、現時点で具体的な金額を示すことは困難である。したがって、営業終了判断に当たり、個別具体的な経費について試算や財政影響分析は実施していない。なお、営業終了後でも一定の経費が発生することは想定されるので、今後、各部署で必要な事業計画を策定していくこととなる。

- 3、営業終了の判断に当たっては、前回通常宗議会で議決した「東京グランドホテルの営業を終了する件」の議案中に表示したとおり、営業継続による影響も含めて検討を行ったが、指摘のような比較検討を目的とした財政シミュレーション等は実施していない。

ホテル事業は利用者に対する安全確保と適切なサービス提供を前提とする事業で、継続の可否が財政的な側面のみで比較検討することは適当ではない。したがって、施設の状況、事業運営上の課題、利用者の安全確保及びビル建替え事業との関係等を総合的に勘案して令和9年6月30日で営業終了と決定した。

- 4、まず、仮移転先の確定とホテル事業の営業終了は、別個に検討すべき事項であると考えている。

宗門活動は、檀信徒会館以外の施設も活用しながら継続することが可能で、仮移転先が未確定であることのみで重大な支障が生じるとは考えていない。そのためリスク評価は行っていない。

一方で、仮移転先の条件によっては、現状と比較して一定の影響が生じる可能性があると認識している。また、ホテル営業の継続は、現従業員の生活や将来にも伴う問題でもあり、経済的側面だけで判断すべきものではない。

しかしながら、本件の本質的な課題は、仮移転先の未確定そのものではなく、ソーラービル再開発計画を着実に推進することである。

- 5、来年6月30日でのホテル営業終了は決定しており、その後の継続を想定した試算を行う予定はない。

営業終了後の宗門活動への影響や財政負担等は、次年度以降の事業計画執行体制にも密接に影響するので、現時点で営業終了時の想定と実績との比較検証を行い、その結果を宗議会へ報告する予定はない。

宗制の主な変更

- ・曹洞宗議会規程中一部変更
- ・曹洞宗寺族年金規程中一部変更
- ・曹洞宗災害復興対策資金貸付規程中一部変更
- ・曹洞宗僧侶教師分限規程中一部変更
- ・曹洞宗財務規程一部変更
- ・曹洞宗所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金の取扱いに関する細則中一部変更
- ・曹洞宗梅花講規定中一部変更
- ・曹洞宗宗務庁組織及び事務分掌規程中一部変更
- ・曹洞宗宗務庁文書及び公印規程中一部変更

※詳しくは曹洞宗報・有道会ホームページをご参照ください。

令和8年度 曹洞宗一般会計歳入歳出補正予算(第1回)

歳入 補正予算額	9493 万 4000 円
歳入予算総額	52 億 571 万 1000 円
歳出 補正予算額	9493 万 4000 円
経常部歳出補正予算額	4343 万 4000 円
臨時部歳出補正予算額	5150 万円
(内訳)	
経常部歳出予算総額	50 億 9021 万 1000 円
臨時部歳出予算総額	1 億 1550 万円
歳出総予算額	52 億 571 万 1000 円
歳入歳出差引額	0 円

有道会役員

会長 服部 秀世
議長 小林 孝道
顧問 藤井 浩宗
同 小林 昌道
同 番澤 剛俊
同 田中 祐三
常任顧問 石川 順之

常任顧問 同
副会長 同
同 同
幹事長 同
副幹事長 同
同 同

小島 泰道
浅川 信隆
渡部 卓史
戸田 光隆
藤間 良信
阿部 光裕
押川 伸生
松本 宏思
木村 光俊

監事 同
庶務幹事(兼IT&HP) 小島 能人
同 金岡 潔宗
同 片岡 宗彦
会計幹事 同 修一
同 松浦 徹應
同 國安 大智
幹事 同 延行
同 村松 真之
同 横井 哲州
同 神野

幹事 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同

幹事 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同



第40回有道会大会予定(調整中)
令和8年11月25日(水)～27日(金)

広報部会

松本 宏思 武内 宏道 太田 広康
片岡 修一 横山 泰賢 寺井 俊孝

有道会事務局

〒105-0014 東京都港区芝2-5-20 田中ビル2階
TEL 03-3454-5475 FAX 03-3454-5477



SOTO保険サポート株式会社

豊富な経験と実績でお客さまを全力でサポートいたします!!

※私たちは宗教法人「曹洞宗」の関係会社です。

損害保険も生命保険もお任せください!!

火災保険

自動車保険

退職金準備

賠償責任
保険

サイバー
セキュリティ
保険

生命保険

傷害保険

etc...

〒105-8544

東京都港区芝2-5-2 曹洞宗宗務庁第1分館3F

電話: 03-3454-3547

FAX: 03-3454-3575

MAIL: soto-hoken@soto-support.jp

《取扱保険会社》 損保: 5社 生保: 4社
損害保険ジャパン(株)・三井住友海上火災保険(株)・AIG 損害保険(株)
東京海上日動火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
SOMPO ひまわり生命保険(株)・三井住友海上あいおい生命保険(株)
オリックス生命保険(株)・マニユライフ生命保険(株)

※社名が変わりました。(旧: 芝園不動産管理株式会社)

令和7年度 曹洞宗一般会計歳入歳出決算

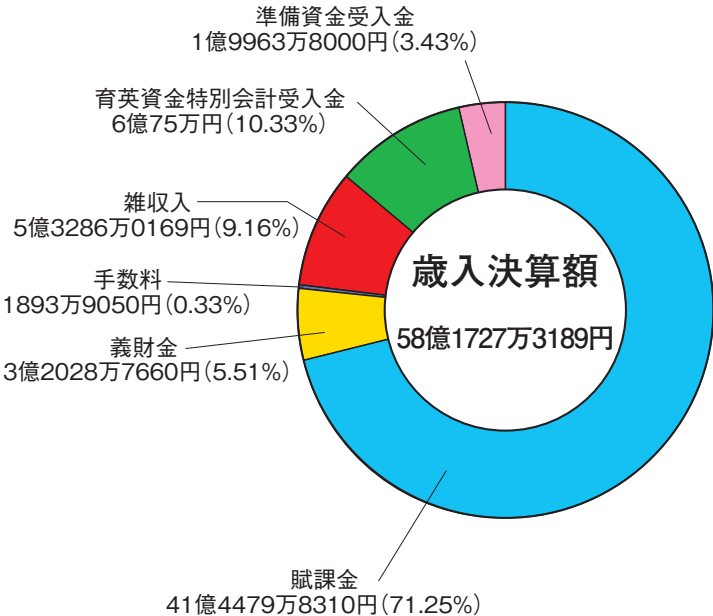
歳入決算額	58 億 1727 万 3189 円
歳出決算額	52 億 8584 万 7527 円
(内訳)	
歳出経常部決算総額	50 億 6732 万 1709 円
歳出臨時部決算総額	2 億 1852 万 5818 円
歳入歳出差引残額	5 億 3142 万 5662 円
	(令和 8 年度準備資金に編入)

○一般会計 歳入 決算額 58 億 1727 万 3189 円 (内訳)

1 款 - 賦課金	41 億 4479 万 8310 円
2 款 - 義財金	3 億 2028 万 7660 円
3 款 - 手数料	1893 万 9050 円
4 款 - 雑収入	5 億 3286 万 0169 円
5 款 - 育英資金特別会計受入金	6 億 75 万円
6 款 - 準備資金受入金	1 億 9963 万 8000 円
7 款 - 借入金	0 円

○一般会計 歳出経常部 決算額 50 億 6732 万 1709 円 (内訳)

1 款 - 両大本山費	4800 万円
2 款 - 宗務管理費	15 億 5042 万 5052 円
3 款 - 宗費完納奨励金	6 億 1623 万 9003 円
4 款 - 分担金	1440 万 8140 円
5 款 - 会議費	3645 万 3605 円
6 款 - 企画費	2543 万 1743 円
7 款 - 人権擁護推進本部費	3702 万 3007 円
8 款 - 検定会費	543 万 8801 円
9 款 - 布教教化費	2 億 8830 万 4315 円
10 款 - 補助費	1 億 1271 万 9634 円
11 款 - 教育費	1 億 5735 万 5595 円
12 款 - 指導養成費	3802 万 2145 円
13 款 - 交付品費	525 万 2753 円
14 款 - 伝道教化資料費	861 万 2387 円
15 款 - 出版費	8004 万 3822 円
16 款 - 調査費	1089 万 9810 円



17 款 - 選挙費	29 万 2592 円
18 款 - 指導相談費	4 万 9434 円
19 款 - 年金	1 億 5970 万 8343 円
20 款 - 宗議会費	4577 万 4659 円
21 款 - 審事院費	681 万 0233 円
22 款 - 特別会計繰入金	5 億 9000 万円
23 款 - 債券等購入費	1 億 9963 万 8000 円
24 款 - 準備資金精算金	0 円
25 款 - 予備費	0 円
26 款 - 過年度会計処理の是正に伴う支出	2251 万 8536 円
27 款 - 準備資金繰入金	10 億 790 万 100 円

○一般会計 歳出臨時部 決算額 2 億 1852 万 5818 円 (内訳)

1 款 - 管長就任式費	128 万 8177 円
2 款 - 大本山永平寺二祖懷奘禪師 750 回大遠忌香資	1 億 5000 万円
3 款 - 曹洞宗所有不動産再開発推進委員会費	5885 万 7883 円
4 款 - 学校法人梅檀学園創立 150 周年記念教育振興支援金	500 万円
5 款 - 曹洞宗婦人会創立 50 周年記念事業補助費	100 万円
6 款 - SDGs 推進事業費	237 万 9758 円

○特別会計 歳入歳出決算

僧侶共済	38 億 1847 万 6892 円
寺院建物共済	38 億 7865 万 5334 円
育英資金	6 億 634 万 2702 円
宗護持会	1 億 32 万 5425 円
宗所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金	66 億 4794 万 1094 円
修証義公布百周年記念育英基金	11 億 7264 万 291 円
災害対策	10 億 4057 万 5728 円
図書印刷物等刊行	9 億 2483 万 3264 円
檀信徒会館	16 億 9181 万 2767 円

○準備資金収支決算額 58 億 8682 万 1017 円

収入決算額	60 億 8645 万 9017 円
支出決算額	1 億 9963 万 8000 円

